

「マーケットの浅読み・深読み」

発行・編集:FXニュースレター

執筆担当:斎藤登美夫



◇◆◇ No.0658 ◇◆◇

21/10/20

【「中国関連リスク」続々と発覚、「電力不足問題」にも要注意】

中国に関し、次から次へと新たな問題が噴出している。

当レターでも7月22日と9月22日にそれぞれ「中国情勢」を取り上げており、前者7月は「対米を中心とした貿易・通商問題」、「領土・人権問題」、「新型コロナ発生源などに関する問題」を主題としてレポート。そして、それら3つすべてが解決しないうちに今度は「TPP加盟問題」、「中国恒大リスク」が顕在化したとして9月に再度報じていたわけだ。しかし、中国に関する問題はさらに広がり、金融市場にとっても大きなリスク要因として無視できない存在となっている。前回レポートからまだ間がないが、改めて状況をまとめてみたい。

<< 電力不足問題と環境対策 >>

中国政府による「脱炭素政策」などの影響で、石炭を主燃料とした火力発電が抑制されると中国各地が深刻な電力不足に陥っている。実際、11日には「中国のラストベルト(錆びついた工業地帯)」と呼ばれる遼寧省が、電力不足悪化見通しを示したうえで、上から2番目に高い「第2級電力不足警報」を発していた。ちなみに、過去2週間で5回目の警報になる。

また、そんな電力不足は中国の経済成長も圧迫。同国国家統計局が18日発表した今年7-9月期GDPが前年比4.9%増にとどまり、4-6月期の7.9%から急減速しただけでなく、市場予想の中心である5%台前半よりも鈍化した結果となったことは記憶に新しい。

経営危機に陥っている不動産大手「中国恒大集団の債務問題」がGDP押し下げる背景のひとつにあることは間違いないが、加えて「電力不足や供給制約が生産部門の打撃となったと考えられる」(外資系ストラテジスト)という。

そうしたなか中国政府は、国内での石炭増産に乗り出したほか、豪州産の輸入再開の動きが観測されるなど、電力不足緩和に向けて積極的な対応に動き始めている。ただ、前述したうちの「豪州産の輸入再開の動き」については、国際的な石炭価格が1年前に比べ3割以上も上昇していることもあり、右から左へとスグに必要な量が確保できる状況にはない。早期に電力不足が解消することはなかなか難しいと言わざるを得ないようだ。

一方、中国情勢に詳しい専門家によると、来年2月に実施される「北京冬季五輪が電力不足解消の足かせになっている」面もあるという。

北京といえばPM2.5などを含めた大気汚染が世界的にも有名で、「スモッグの晴れることがない」ーなどと揶揄されることが多い。しかし、その北京でオリンピックが開催されることになり中国政府も一念発起。環境政策への本気の取り組みを示すためにも是非とも成果が必要、大会期間中の「青空」確保対策を緩めるわけにはいかず、簡単に元の化石燃料へは戻せないとの見方も有力視されている。こちらが立てばあちらが立たず、これから冬の需要期を迎えるなか、中国政府の舵取りには大いに注目してみたい。

<< 恒大危機が多方面へ、「中国不動産リスク」 >>

「恒大リスク」と言われる中国不動産大手、恒大集団のドル建て利払い遅延に端を発した「不動産リスク」が中国全土へと広がっている。

実際、「恒大」社債を保有する海外投資家の一部がアジア時間11日の期限までに利払いを受け取っていないなどと報じられているだけでなく、同業の新力控股(Sinicホールディングス)も、2億5000万ドル相当の社債について、「支払いに足る十分な資金がない」とし、デフォルトとなる可能性が高いと発表していた。すでにリスクは現実のものになりつつある。

ブルームバーグによると、中国人民銀行の易総裁は17日、参加したオンライン会合で、恒大集団の問題が同国経済や金融システムに及ぼすリスクを当局は封じ込めることができると述べた、とされるが個人的には非常に甘い見通しで額面通りには受け取れない気がしている。

なお、19日付の日経新聞は「中国不動産、信用収縮の波」と題し、金融機関が不動産会社への融資に慎

重になっていることを懸念。さらには、広義の不動産業のGDPへの貢献度が 2-3 割に達するなか、「不動産会社の資金繰り難は経済成長の急減速を招きかねない」と報じていた。ひとつの問題がさらなる広がりをもよほす状況下、「恒大リスク」延いては「中国不動産リスク」をめぐるタイムリミットも刻一刻と近づいている感を否めない。(了)



当レターは、情報提供のみを目的としたものです。内容に関して正確であるよう注意を払っておりますが、その正確性を保証することはできません。投資や運用にあたっての最終的な判断は、あくまで読者自身の責任と判断によって、ご利用いただくようお願い申し上げます。また、本稿の無断転載・転送もご遠慮ください。なお、本稿に関する問い合わせは『FXニュースレター』までお願い致します。



FX-newsletter